

「子どもを受動喫煙から守る」条例が成立

保護者・喫煙者の「努力」を明記。罰則なく「啓発条例」と位置付け

都議会公明党、都民ファーストの会東京都議団、都議会民進党の3会派が共同で議員提案した「子どもを受動喫煙から守る条例案」が10月5日の本会議で、都議会自民党を除く賛成多数で可決成立しました。家庭や公園、小児医療施設、自動車内などにおける、保護者や喫煙者の受動喫煙防止の努力義務を明記。罰則規定はありません。

本会議に先立つ9月29日の厚生委員会では、提案者の一人として遠藤守都議も自民、共産両党からの質問に答えました。

なお、都は、受動喫煙防止対策をより一層推進していくため、「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」を定めることを検討しています。



厚生委員会で答弁に立つ遠藤都議（上）。
条例提案を前に、公明、都民ファーストの
会が共同で記者会見（下）。

議会改革委、ネット中継試行を決定

「政活費で弁当・飲食代」禁止も合意

東京都議会の議会改革について検討する「議会改革検討委員会」が10月31日開かれ、平成30年度上半期に、総務委員会でのインターネット中継の試行を全会一致で決めました（本会議、予算特別委員会では実施中）。将来的には、9つある全常任委員会に広げる考えですが、現在、各委員会室に配信設備がないことから費用対効果なども併せ、引き続き協議します。

一方、会派に支給されている政務活動費（政活費）から、会議時の弁当代、及び、視察や宿泊に伴う食事代への支出も原則禁止することでも合意しました。なお、都議会公明党は、これらの支出は行なっていません。